

○ 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正後

改正前

（土壌汚染確認調査）
第三十条（略）

2

前項の土壌関係特定有害物質が省令別表第一の上欄に掲げる特定有害物質の種類である場合は、当該特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる分解により生成するおそれのある特定有害物質の種類を含むものとする。

（土壌汚染確認調査）
第三十条（略）

2

前項の土壌関係特定有害物質が土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号。以下この項において「政令」という。）第一条第九号、第十号、第十五号又は第十七号から第十九号までに掲げる特定有害物質である場合は、次の各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める特定有害物質を含むものとする。

一 政令第一条第九号及び第十号に掲げる特定有害物質 同条第三号に掲げる特定有害物質

二 政令第一条第十五号に掲げる特定有害物質 同条第二号、第九号、第十号及び第十九号に掲げる特定有害物質

三 政令第一条第十七号に掲げる特定有害物質 同条第二号及び第九号に掲げる特定有害物質

四 政令第一条第十八号に掲げる特定有害物質 同条第二号及び第八号から第十号までに掲げる特定有害物質

五 政令第一条第十九号に掲げる特定有害物質 同条第二号、第九号及び第十号に掲げる特定有害物質

3～6（略）

（汚染拡散防止計画書に関する基準）
第三十三条 条例第四十一条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 土地の改変を行った後、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。次号において「法」という。）第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生じるおそれがないようにするもの。

四 掘削した汚染土壌を土地の改変をしようとする土地の外へ搬出する場合には、次に掲げる措置を講じること。

イ 法第二十二條第一項の規定による許可を受けた者（法第二十七條の五において法第二十二條第一項の許可があつたものとみなされた場合における国又は地方公共団体を含む。以下この号において「汚染土壌処理業者」という。）に当該汚染

（汚染拡散防止計画書に関する基準）
第三十三条 条例第四十一条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 土地の改変を行った後、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。次号において「法」という。）第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生じるおそれがないようにすること。

四 掘削した汚染土壌を土地の改変をしようとする土地の外へ搬出する場合には、次に掲げる措置を講じること。

イ 法第二十二條第一項の規定による許可を受けた者（以下この号において「汚染土壌処理業者」という。）に当該汚染土壌の処理を委託すること。ただし、土地改変者が汚染土壌処理業者であつて当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限

<p>改正後</p>	<p>土壌の処理を委託すること。ただし、土地改変者が汚染土壌処理業者であつて当該汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。 ロ・ハ (略)</p>
<p>改正前</p>	<p>りでない。 ロ・ハ (略)</p>